

提案公募 よくあるご質問

	ご質問	回答
1	本プログラムではどのような技術シーズが想定されていますか。範囲や制約などがありますか。	活用する技術シーズ（科学技術の成果）が、課題解決の具体的な手段として適切で、期間中に実証試験を実施できる段階にあることが条件となります。自然科学に基づく技術シーズを想定していますので、この想定範囲内でご提案ください。
2	「自然科学に基づく技術シーズ」とはどのようなものを想定していますか。	本プログラムでは科学技術イノベーションが重要な実現手段とされていることを背景としています。選考においては自然科学の定義が多様であることを考慮し、自然科学、人文学、社会科学などの学問分野で形式的に区分けはしてはおりませんが、ご提案で使用される技術シーズが科学技術イノベーションの文脈に沿っていることを重視します。
3	提案書に記載する技術シーズは、既に特許出願が完了している必要はありますか。	技術シーズは、ご提案いただくプロジェクトに於いて当事者が活用することができる具体的なものであれば、特許出願の有無は問いません。
4	使用する技術シーズが複数ある場合、すべての技術シーズを提案書に記載する必要はありますか。	代表的な技術シーズを記載ください。
5	提案の対象となる社会課題は、国内の地域のみが対象ですか。海外の地域の問題を対象とした研究は提案不可ですか。	本プログラムでは、「国内の地域における具体的な社会課題を対象としてソリューションの創出までの研究開発を行います」（公募要領＜別紙＞P12 参照）。研究期間終了後の海外展開を見据えて、その準備のための活動を行うことは構いませんが、原則、支援期間中の研究活動は国内で行うものとお考えください。
6	応募要件に「研究代表者、協働実施者の少なくとも一方は所属機関が大学等である必要がある」とありますが、海外の大学は応募要件として認められますか。	研究代表者は、国内の研究機関に所属することが提案要件となっています（公募要領＜共通事項＞P16 参照）。協働実施者や主たる実施者として海外の実施機関に所属している方がプロジェクトに参加することは可能ですが、公募要領＜共通事項＞「3.10 海外の機関に所属する方が主たる実施者として参画する場合」に記載の条件を満たす必要があります。
7	研究代表者と協働実施者が同じ法人に属している場合、提案は可能ですか。	研究代表者と協働実施者が同じ法人にご所属の場合でも提案は可能です。但し、研究代表者は研究開発の責任者であり、協働実施者は社会課題に取り組む当事者の代表として、それぞれの責務が果たされることが条件となります。
8	企業に所属の研究者が研究代表者となって提案することは可能でしょうか。	企業にご所属の方が研究代表者となることは可能です。ただし、本プログラムでは、研究代表者と協働実施者の少なくとも一方の所属機関が大学等であることを応募要件としております（公募要領＜別紙＞P16 参照）。このため、研究代表者が企業にご所属の場合は、協働実施者の方が大学等に所属している必要があります。

		す。
9	協働実施者は NPO の代表等と大学の役職を兼業していても問題ありませんか。	大学にご所属がある方でも問題ございません。協働実施者として「社会課題に取り組む当事者の代表」としての役割が果たせる方とのご提案をお願いいたします。
10	海外の機関に所属するメンバーもプロジェクトに参加可能ですか。	海外の機関に所属している方がプロジェクトに参加することは可能です。ただし、研究費を配分する「主たる実施者」として参加する場合は、公募要領<共通事項>「3.10 海外の機関に所属する方が主たる実施者として参画する場合」に記載の条件を満たす必要があります。
11	グループに属している実施者と、協力者の違いは何ですか。特に、研究費の使用を予定していない実施者との違いは何ですか。	グループに属している実施者はプロジェクトに直接参画して研究を行う方々を意味しています。協力者はプロジェクトを進めるにあたり、直接研究開発に参画はしないもののプロジェクト運営に協力する方々を指します。プロジェクトで行う実証試験に参加し、社会課題の解決策の有効性に対してフィードバックを行う方や、プロジェクトにアドバイスをする方などが協力者に当たります。研究費の使用を予定していない参画者の場合、プロジェクトへの関与の度合いから実施者に含めるか協力者とするかご判断下さい。なお、提案書の作成にあたっては、公募要領<共通事項>「3.2 実施体制」、「3.4 委託研究契約」、「第5章 Q&A (主たる実施者とグループリーダーの定義)」等をご参照下さい。
12	直接経費から人件費の支出はできますか。またその場合に上限はありますか。	プロジェクトを実施するために直接必要な研究員・技術員・研究補助員等の人件費を直接経費から支出可能です。支出額の上限はありません。ただし、協働実施者と主たる実施者の人件費は支出出来ません。研究代表者の人件費は支出可能ですが、その際の条件については、公募要領<共通事項>「3.5 研究開発費」を参照して下さい。
14	ソフトウェアの作成や調査業務などを外部企業等へ外注することは可能ですか。	研究開発要素を含まない「請負契約」であれば、外部の企業に外注することは可能です。プロジェクトメンバーとして共同して研究開発を行う場合は、JST では再委託を認めていませんので、当該企業と JST で個別に委託研究契約を締結する必要があります。
13	研究期間は3年度ですか、それとも採択後3年間ですか。	研究期間は採択後3年間(36ヶ月)です。2029年9月までが研究期間となります。 なお、研究期間を2029年度末(2030年3月)まで延長できますが、延長の場合も研究開発費は36ヶ月分から増額はありせん。

14	シナリオ（事業構想）とはどういうものですか。	シナリオ（事業構想）とは、社会課題を解決するための方法（解決策）を特定の地域に定着させる仕組みのことです。この仕組みは、仮説に基づく可能性試験が終了し、解決策の有効性や社会課題のボトルネックが確認されていることが必須となっています。また、単に技術シーズに基づくシステムだけではなく、ステークホルダーがその維持・発展のために密接に関わっていることや、多地域展開に向けた課題とその解決に向けた道筋が明確になっていることなどが求められます。
----	------------------------	---

【お問い合わせ先】

お問い合わせは、電子メールでお願いします。

国立研究開発法人科学技術振興機構（JST）

社会技術研究開発センター（RISTEX）企画運営室 募集担当

〒102-8666 東京都千代田区四番町 5-3 サイエンスプラザ

■社会技術研究開発事業全般の応募に関するお問い合わせ：boshu[at]jst.go.jp

■本プログラム応募に関するお問い合わせ：boshusolve[at]jst.go.jp

※ [at] をアットマークに変えてください。

※e-Rad の操作方法に関しては下記へお問い合わせください。

e-Rad ヘルプデスク：0570-057-060 (ナビダイヤル)

受付時間 9:00～18:00（土曜日、日曜日、祝日、年末年始を除く。）